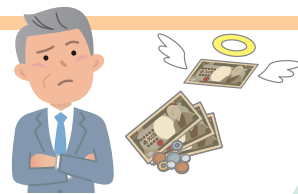


身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

平成32年（2020年）4月1日から、民法の一部を改正する法律（債権法改正）が施行されることになっております。債権法は契約等に関する最も基本的なルールが定められており、明治29年（1896年）に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていなかったところ、今回の改正で約120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正をすることになりました。

そこで、今回は、債権法改正のうち、実務上大きな影響を与える債権の消滅時効について、検討してみることにとしましょう。

Q₁ 債権の消滅時効は、どのように改正されるのでしょうか。

A₁ 民法は消滅時効により債権が消滅する期間（消滅時効期間）は原則10年であるとしつつ、例外的に、職業別のより短期の消滅時効期間（医師の診療報酬は3年、弁護士の報酬は2年、飲食代金は1年、動産のレンタル代金は1年、商取引債権は5年など）を設けていました。

今回の改正において、消滅時効期間について、より合理的で分かりやすいものとするため、職業別の短期消滅時効の特例を廃止するとともに、消滅時効の起算点や期間を原則として「債権者が権利を行使することを知った時」（主観的起算点）から5年、「権利を行使することができる時」（客観的起算点）から10年としています。

Q₂ 一般の契約上の債権は5年の時効期間が適用されるのでしょうか。

A₂ はい。一般の契約上の債権は、その発生時（契約時）に債権者が債権の発生原因及び債務者を認識しており、権利行使が可能であることを知っているのが通常であると思われるので、権利行使をすることができる時から5年という時効期間が適用されることとなります。

今回の改正により、従前の職業別の短期の消滅時効の適用を受けてきた債権については、時効期間が5年となり、長期化することとなります。他方、私人間の金銭消費貸借契約など、従前、10年間の消滅時効期間の適用を受けてきた債権については、5年に短縮化するので、注意が必要です。

Q₃ 債権者自身、自分が権利行使をすることができることを知らないような債権は10年の時効期間が適用されるのでしょうか。

A₃ はい。例えば、債権者に返済金の過払いをしたため、過払金の返還を求める債権については、過払いの時点では、その権利を有することがよくわからない場合があると思われます。その場合、債権者自身、自分が権利を行使することを知ることなく10年を経過したのであれば、その時点で時効になると思われます。

Q₄ 今回の債権法改正による時効期間が適用される債権はいつから発生した債権なのでしょうか。

A₄ 施行日である平成32年（2020年）4月1日以後に発生した債権です。他方、施行日前に生じた債権は従前の例によるとされていますので、例えば、施行日前に締結された請負契約に基づき施工された工事が施行日以後に完成した場合の請負代金請求権は従前の例によるとされます。

Q₅ 今回の改正により、人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権について、時効期間が長期化されたのですか。

A₅ はい。生命または身体の侵害による損害賠償請求権については、被害者を特に保護する必要性があるという観点から、主観的起算点から5年、客観的起算点から20年のいずれかによって時効消滅することとし、時効期間を長期化する特例が設けられました。そして、施行日に旧民法724条前段の3年を経過していない場合、改正法の適用を受けることとなります。